

UIJターン人材の採用を考える企業のみなさま

新規就業者に100万円(単身60万円)が支給される

移住支援金制度を活用した 県外人材への採用アプローチを 始めてみませんか?

「移住支援金支給対象法人 / 求人」登録のご案内

東京圏で社会人経験のある人材にアプローチ

採用層の拡大に!

企業



求職者

移住費用の負担を軽減できる

安心して宮城にUIJターンできる

Q 移住支援金制度とは

東京23区(在住者又は通勤者)から宮城県内に移住し、宮城県に登録された【移住支援金支給対象法人】に新規就業した方に移住支援金を支給する制度です。宮城県への移住やUIJターン就職を考える方々からの注目も大きい支援のひとつです。

世帯移住の場合の支給額
100万円

単身移住の場合の支給額
60万円

※18歳未満の世帯員の方が一緒に移住される場合は**100万円/人**を加算

Q 支給対象法人になるには

移住支援金の支給対象法人となるためには、事前の登録が必要です。裏面の募集要件を確認のうえ、本社・本店のある市町村の担当課宛てに申請します。市町村での審査が完了後、宮城県が「移住支援金支給対象法人」として認定します。

各市町村の法人登録の担当課は
こちらからご確認ください



みやぎへの移住に関する情報サイト



求人情報は、宮城県が運営する「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載!

みやぎ移住・交流ガイド | 宮城県への移住・就職を考えている方向けの情報サイト。県内の企業情報・求人情報のほか、県内全35市町村の紹介記事や、宮城に移住した先輩移住者のインタビュー記事等が掲載されています。

- 求人情報は無料で記載できます
- みやぎジョブカフェ企業向けサポートデスクが求人作成をサポートします



求人掲載に関する問い合わせ

みやぎジョブカフェ企業向けサポートデスク TEL: 022-264-4510

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2-3 仙台MTビル6階 (JR仙台駅東口より徒歩4分)

[火・木] 10:00-18:30 [月・水・金] 10:00-20:00 [土] 10:00-18:00 ※日・祝・年末年始は休み

法人登録に関する問い合わせ

本社・本店が所在する市町村に直接お問い合わせください。

「移住支援金支給対象法人」登録要件

Q 登録申請が可能な法人の要件は？

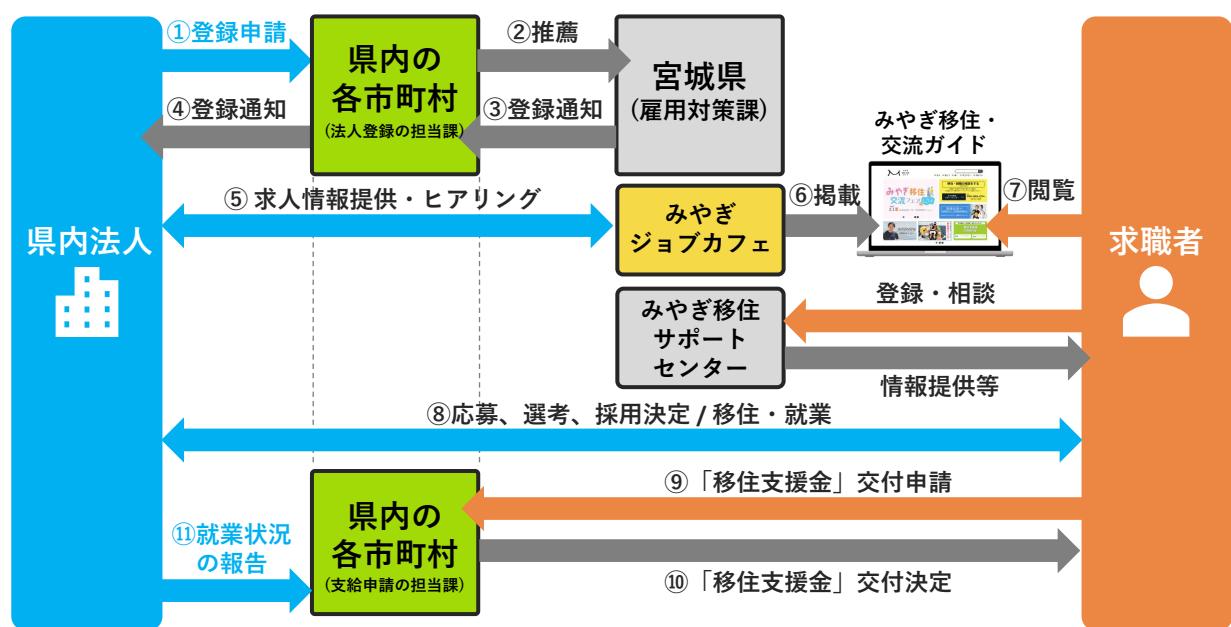
A 次の1～8すべてに該当する法人が申請対象となります

- 1 ①製造業、②農林水産業、③宿泊業、④情報通信業、⑤医療・福祉又は⑥各市町村が地域の担い手として重要と考える産業分野で別に指定する産業分類に位置づけられる法人であること
- 2 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと
- 3 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと
- 4 みなし大企業（以下のいずれかに該当する法人）でないこと
①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
③資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
(注)上記項目の資本金10億円以上の法人が3の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。
- 5 本店所在地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうち条件不利地域以外※の地域にある法人ではないこと（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る）を採用する法人を除く。）
※条件不利地域：
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう
- 6 雇用保険の適用事業主であること
- 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- 8 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

Q 登録申請から採用・移住支援金支給までの流れは？

A 企業の皆さまは、まずは本社・本店のある市町村の担当課※にご相談ください。

※各市町村の担当課及び連絡先は「みやぎ移住・交流ガイド」にてご確認ください



参考 | 移住支援金支給対象要件について、以下の移住要件に該当する方が、みやぎ移住・交流ガイド掲載の「移住支援金対象求人」に就業した場合、支給対象となります。詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせいただくようご案内ください。

○ 移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤（※）していた者。ただし、直近1年以上は、東京23区内に在住または通勤していることが必要。※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

○ 東京圏（条件不利地域を除く）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間に加算可能。

求人掲載に関する問い合わせ

みやぎジョブカフェ企業向けサポートデスク TEL: 022-264-4510

〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目2-3 仙台MTビル6階 (JR仙台駅東口より徒歩4分)

[火・木] 10:00-18:30 [月・水・金] 10:00-20:00 [土] 10:00-18:00 ※日・祝・年末年始は休み

法人登録に関する問い合わせ

本社・本店が所在する市町村に直接お問い合わせください。